

佐 本 規 制 発 第 6 4 号
令 和 4 年 4 月 6 日

関 係 所 属 長 殿

保 存	5年(令和4年3月31日まで)
有 効	令和4年3月31日まで
規制調査係	

交 通 部 長

**地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備に向けた
継続的な取組の推進について（通達）**

見出しの件については、自動二輪車又は原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）が駐車可能な駐車場の整備が図られるよう、関係機関等に働き掛けるとともに、自動二輪車等の駐車需要が高いと認められる路線及び歩車道の区別のある路線から優先的に点検を行い、自動二輪車等に係る駐車規制の見直しを進めてきたところであるが、自動二輪車等の保有台数当たりの駐車場台数を見ると、依然として自動車（四輪車）に比べて少ない水準にあり、特に都市部において自動二輪車等の駐車場が不足している状況にある。

そこで、交通の安全の確保に最大限配慮するとともに、他の交通の妨害にならないことを前提に、下記の点に留意し、関係機関等と連携・協力しながら、自動二輪等に係る駐車環境の整備を推進されたい。

記

1 駐車場の整備に向けた働き掛けの推進

交通の安全と円滑の確保を担う交通警察としては、自動二輪車等が駐車可能な駐車場の整備は重要な課題であることから、自動二輪車等の駐車需要や地域の交通実態を踏まえ、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して、自動二輪車等の駐車需要が認められる場所において、既存路外駐車場における自動二輪車等の利用を可能とする設備等の整備や自動二輪車等が駐車可能な路外駐車場の新設が図られるよう働き掛けること。

2 自動二輪車等に配慮した駐車規制の見直しの推進

自動二輪車等を対象から除外していない駐車禁止規制を行っている路線のうち、自動二輪車等の駐車需要が高いと認められるにもかかわらず、周辺に自動二輪車等が駐車可能な駐車場が十分に整備されていないものについて、

一般に自動二輪車等の車体は四輪車と比べて小さいことを踏まえつつ、駐車禁止規制の対象から自動二輪車等を除外する見直しが可能かどうかを検討すること。また、当該路線の交通実態に応じて、駐車禁止規制の廃止、自動二輪車等を対象とする駐車可規制及び駐車方法の指定、自動二輪車等を対象とする時間制限駐車区間規制の実施等による見直しの可否についても検討すること。

なお、点検に当たっては、自動二輪車等の駐車需要がより高いと認められる路線及び歩車道の区別のある路線から優先的に点検を実施すること。

また、駐車禁止規制の廃止又は変更を行うこととなった場合には、必要な道路標識等の整備を行うとともに、地域の実情に応じ、自動二輪車等の利用者に向けた広報を実施すること。

3 関係機関等との連携・協力

それぞれの地域の駐車問題について、自治体、道路管理者、民間事業者等と継続的に協議を行って認識の共有を図るとともに、潜在的な自動二輪車等の駐車需要の把握に努め、関係機関等と連携・協力しながら、地域の実情に応じた取組を推進すること。

特に、前記2の駐車規制の見直しの検討に当たっては、自動二輪車等の駐車に係る要望に関する情報を道路管理者と共有するとともに、講ずる対策の内容（道路管理者又は道路管理者の承認を受けた者が行う歩道の切り込みによる駐車スペースの確保等）について密に調整を行うなど、道路管理者との連携を図ること。

4 交通取締りの留意事項

自動二輪車等に係る駐車環境の整備は、現に必要があつて自動二輪車等を含む駐車禁止規制を実施している場所における自動二輪車等に対する交通指導取締りの取扱いを変更するものではないことに留意すること。

5 生活安全部門との連携

駐車場の整備に当たっては、生活安全部門とも連携して防犯カメラや車輪止めの設置など、積極的な防犯対策等の推進に努めること。